

水辺空間整備における河川事業の新しいか

1. はじめに

近年、我が国の社会経済は、国際化、都市化、交通・通信等の高度情報化、高齢化、価値観の多様化等、急速な潮流の変化が進んでおり、国民一人一人の意識も単なる経済性や物質的豊かさの追求から、うるおい・ゆとり・いこい・やすらぎ・ふれあいなどの精神的豊かさを求める方向に大きく変化しています。

このような社会的な潮流の変化をふまえて、これまでの河川行政の流れを顧みると、終戦直後までの全国的に水害の頻発した時代は「治水」優先とならざるを得ない時期が続きましたが、高度経済成長期に入り国民生活の向上とともに水資源開発すなわち「利水」も重要視されるようになり、安定成長の時代に入ると、国民意識の多様化に合わせて「河川環境」の重要性が徐々に注目されるようになり、今日では「河川環境」すなわち水辺空間整備に対して、水と緑、ウォーターフロント、リバーサイドといった言葉に象徴されるような時代のトレンドとしての人々の期待と要請が「治水」「利水」に勝るとも劣らぬほど増大しています。

これまでの河川事業の展開で「河川環境」すなわち水辺空間整備に目を向け始めたのは、20年前の昭和44年度に河道整備事業、河川浄化事業からなる「河川環境整備事業」の創設であり、昭和63年度に河川利用推進事業を追加するなど水辺空間整備に着実な成果を上げてきています。

また、水辺空間への様々な社会的要請を背景として、昭和56年12月の河川審議会の答申を受け、昭和58年度から「河川環境管理基本計画」の策定に着手し、平成元年度末迄では一級水系106水系、二級水系26水系が策定済みとなり、平成2年度以降も残りの水系の策定作業を鋭意進めているところです。この計画は、各分野の学識経験者、沿川の地方自治体の意見を参考にして、河川管理者が策定する点で大きな意義があると言えます。

以上のように水辺空間整備に関する河川事業の変化には、水辺に対する人々の価値観や意識の変化が大きく影響しています。

水辺空間には、水と緑のオープンスペースとして地域社会に活力とうるおいを与え人々がいきいき、やすらぎ、ふれあう場あるいはスポーツ・レクリエーションの場として大きな期待が寄せられていますが、特にここ数年、都市部においては美しいまちなみと調和した魅力あふれる景観づくりの場、地方においては「地方の時代」を支える地域活性化の場として、人々の注目を集めており、本格的な「水辺の時代」と言うべきものが到来しつつあると言えます。

建設省では、今後こうした「水辺の時代」を育み、地域の多様な要請に応えるために、水辺空間整備における河川事業の新しい施策を様々な角度から積極的に展開していこうと考えています。

2. 水辺空間整備の新しい施策の展開

地方の特性や創意工夫に満ちた個性豊かな地域づくり・川づくりに対する地方公共団体や地域住民自らの熱意が「地方の時代」を支える根源である一方で、多くの地方公共団体では具体的な水辺空間整備の手法等についてのアドバイスや財政面、制度面の支援等、国に対する要望を強く持っています。

このような地方の水辺空間整備に対する強い要望と人々の意識の変化を背景として創設したのが、昭和62年度の「ふるさと川モデル事業」、昭和63年度の「桜づつみモデル事業」及び平成元年度実施の「ラブリバー制度」などの新規事業・制度です。従来までの河川事業は、河川管理者が一元的に実施してきましたが、これらの新規事業・制度は水辺空間整備の計画作りに地元市町村や地域住民の創意工夫や意見を広く求めるとともに、実施にあたっては主体的かつ積極的な参画を前提としている点で水辺空間整備の新しい



魚類等の育成環境に配慮した落差工



天然材と自然石を活用した木工沈床(根固め工)

策の展開について

建設省河川局治水課課長補佐 大平一典

い潮流と言えます。

平成2年度からの水辺空間整備における新しい施策としては、良好な水辺空間を創出するための施策、水辺へのアプローチや川に対する親しみの醸成、意識の啓発等を図るソフト面での施策、川そのものがもつ本来の機能を新たな発想のもとに利用する施策等について、事業化の検討、制度の創設、ルールの確立といった様々な観点から展開するものであり、以下にそれらの概要を簡単に紹介します。

(1)良好な水辺空間を創出するための施策

河川に棲息する生物の生態系の保全、生育環境等に配慮した「多自然型川づくり」の推進、木材、自然石等を護岸等に活用する「地場産品活用型河川事業」の創設を行います。特に「多自然型川づくり」では、魚の住みよい瀬と淵の設置基準（案）の検討や、パイロット事業制度の実施を行うなど、生き物にやさしい河川づくりを進めることにしています。

(2)水辺づくり、地域づくりを支援するソフト面の施策

水辺づくり・まちづくりを計画している地方公共団体に対して、アドバイザーを現地に派遣し、専門的・技術的アドバイスを行う「水辺アドバイザー制度」の創設、現在の川の名前を地域に親しまれる名前に改名する「地域に親しまれる川への改名」、スポーツ・レクリエーション等によく利用される河川にて、わかりやすく親しみある案内板等の設置を行う「川の一里塚設置事業」の創設、歴史・舟運・水質・観光等の各特徴を代表する河川の「川のふるさと百選」としての選定、小学生を対象とした社会科の副教材として、ふるさとの川を紹介した「わがまちの川副読本」の普及制度の創設を行うほか、地域住民（河川愛護団体）、地元市町村、河川管理者の三者が相互に協力して河川の緑化・美化を推進するラブリバー制度を、直轄河川区間にも適用を図る「ラブリバー制度の拡充」を行います。

(3)川そのものがもつ本来の機能を新たな発想のもと利用する施策

近年のラジコン、モトクロス、プレジャーボート等の普及を背景として、河川利用ルールの確立を図る「新しい社会のニーズに対応した適正な河川利用の推進」、水質の汚い都市内の中小河川に、既存の暫定調節池、ため池等の水を利用して清流を復活させる「都市環境用水確保のための施策の実施」、積雪地帯の消流雪施設等の整備要望の高い地域において、水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川に消流雪用水を供給するため、導水路等の整備を行う「消流雪用水導入事業」の創設、あるいはまた、エネルギー開発の観点では、ヒートポンプを用いて河川水の熱エネルギーを沿川の冷暖房システムへの利用を図るための「河川水熱エネルギーの有効利用の推進」を行います。

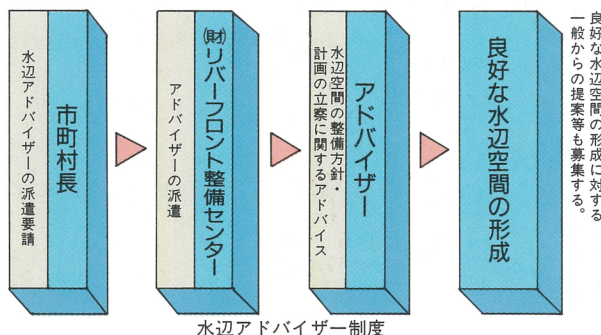
3. おわりに

21世紀という新しい時代を10年後に控えて、今まさに世の中が政治、経済、社会、文化等の様々な分野で目まぐるしく変貌し、国民生活の向上、ライフスタイルの変化、ニーズの多様化、多機能化等が進みつつあることを背景として、河川事業のあるべき姿として常にそれらの世の中の動きや人々のニーズに適確に対応する必要があると考えています。

これまで「治水」「利水」を重視せざるを得なかった時代の施設整備は画一的となり、洪水に対して安全になればなるほど人々の意識が川から疎遠になりがちであったことを省みて、今日の「河川環境」すなわち水辺空間整備に対する人々のニーズの高まりを背景に、景観、利用、生態系の保全等を配慮し、精神的なゆとりやふれあいを重視した総合的な河川づくりを積極的に推進していく必要があります、今後も一層の施策の充実、展開を図る予定です。



消流雪用水導入事業概念図



水辺アドバイザー制度